

兵庫県公報

令和元年8月20日 火曜日 第33号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和元年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	7
○ 同 上（同）	8
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（但馬県民局）	8
○ 同 上（同）	8
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	24
○ 同 上（北播磨県民局）	25
○ 同 上（中播磨県民センター）	25
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	25
○ 教習指導員審査の実施	26
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	28

告 示

兵庫県告示第302号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、令和元年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号

兵庫県中央労働センター会議室201

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載。

または、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県県土整備部土木局砂防課、各県民局・県民センターの商工労政担当課及び土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和元年9月2日（月）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和元年9月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和元年10月31日（木）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

電話 (078) 341-7711 内線3584

(078) 362-4159 (直通)

~~~~~

## 兵庫県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

## 甲山土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 福 永 源八朗 | 姫路市豊富町豊富2341番地 5 |
| 同     | 荒 木 孝 昭 | 同 市仁豊野342番地      |
| 同     | 高 馬 良 裕 | 同 市豊富町御蔭1922番地   |
| 同     | 谷 口 治   | 同 市豊富町豊富2511番地   |
| 同     | 實 光 敏 秀 | 同 市豊富町豊富2970番地   |
| 同     | 大 塩 勝 弘 | 同 市豊富町御蔭1455番地 4 |
| 同     | 小 坂 勝 美 | 同 市豊富町御蔭1649番地   |
| 同     | 高 馬 英 雄 | 同 市豊富町御蔭2172番地   |
| 同     | 柏 木 英 和 | 同 市仁豊野347番地 5    |
| 同     | 的 野 福 男 | 同 市仁豊野310番地      |
| 同     | 荒 木 照 夫 | 同 市仁豊野246番地      |
| 監 事   | 高 馬 道 樹 | 同 市豊富町御蔭1456番地 4 |
| 同     | 白 井 弘 昭 | 同 市仁豊野153番地      |
| 同     | 栗 山 景 作 | 同 市豊富町豊富3026番地 1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 高 馬 英 雄 | 姫路市豊富町御蔭2172番地   |
| 同     | 谷 口 治   | 同 市豊富町豊富2511番地   |
| 同     | 白 井 一 成 | 同 市仁豊野275番地      |
| 同     | 福 永 静 四 | 同 市豊富町豊富2242番地 2 |
| 同     | 実 光 博 幸 | 同 市豊富町豊富3016番地   |
| 同     | 橋 本 文 男 | 同 市豊富町御蔭1625番地 2 |
| 同     | 稲 岡 和 美 | 同 市豊富町御蔭1409番地   |
| 同     | 高 馬 道 樹 | 同 市豊富町御蔭1456番地 4 |
| 同     | 柏 木 英 和 | 同 市仁豊野347番地 5    |
| 同     | 白 井 弘 昭 | 同 市仁豊野153番地      |
| 同     | 荒 木 照 夫 | 同 市仁豊野246番地      |
| 監 事   | 三 浦 孝 弘 | 同 市豊富町御蔭1944番地   |
| 同     | 谷 口 久 武 | 同 市豊富町豊富2505番地 2 |
| 同     | 尾 田 伸 也 | 同 市仁豊野334番地      |



兵庫県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和元年8月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 八幡土地改良区  | 令和元年7月23日 |



兵庫県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年8月8日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名        | 地区名          | 縦覧の期間                   | 縦覧の場所   |
|------------|--------------|-------------------------|---------|
| 農村地域防災減災事業 | 門前地区（長池・青竜池） | 令和元年8月20日から<br>同年9月9日まで | 南あわじ市役所 |



**兵庫県告示第306号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成27年兵庫県告示第704号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和元年9月1日限りで消滅する。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

沼島加入区



**兵庫県告示第307号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和元年9月2日から発生する。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

沼島加入区



**兵庫県告示第308号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年3月21日から令和元年7月30日まで
- 3 作業地域  
豊岡市竹野町下塚地内



**兵庫県告示第309号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年8月1日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市落方町地内



**兵庫県告示第310号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年8月19日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
加古川市平岡町地内



**兵庫県告示第311号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年8月13日から同年9月20日まで
- 3 作業地域  
西宮市越水町地内



**兵庫県告示第312号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
令和元年8月13日から同年9月20日まで
- 3 作業地域  
西宮市宮西町地内



**兵庫県告示第313号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間  
令和元年8月20日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市里中町三丁目、上鳴尾町、鳴尾町三丁目及び鳴尾町五丁目地内

~~~~~  
兵庫県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年4月19日から令和元年6月11日まで
- 3 作業地域
淡路市尾崎地内

~~~~~  
**兵庫県告示第315号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（改測））
- 2 作業期間  
令和元年5月7日から同年6月29日まで
- 3 作業地域  
西宮市与古道町地内

~~~~~  
兵庫県告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年9月1日から令和元年6月21日まで
- 3 作業地域
宝塚市花屋敷松ガ岡及び仁川高台一丁目地内

~~~~~  
**兵庫県告示第317号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間  
平成31年1月28日から同年3月22日まで
- 3 作業地域  
加西市中富町地内



**兵庫県告示第318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年8月20日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年8月20日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                        |    |                  |              |    |
|--------------|------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                           | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>大沢西宮線  | 西宮市鷺林寺南町1番から<br>同市鷺林寺南町2番1まで | 旧  | 10.0から<br>16.0まで | 84.0         |    |
|              |                              | 新  | 15.0から<br>21.0まで | 84.0         |    |



**兵庫県告示第319号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年8月20日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年8月20日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                    |    |                  |              |    |
|--------------|------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>神戸加東線  | 三木市志染町大谷字西谷1153番1から<br>同市志染町大谷字西谷165番1まで | 旧  | 10.0から<br>68.0まで | 721.0        |    |
|              |                                          | 新  | 17.0から<br>75.0まで | 721.0        |    |



**兵庫県告示第320号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年8月20日

神戸県民センター長 藤原俊平

- 重要調整池の所在地  
神戸市中央区中山手通7丁目7番5
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|    |    |        |

|             |                           |       |
|-------------|---------------------------|-------|
| 阪急阪神不動産株式会社 | 大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内 | 若林 常夫 |
| 野村不動産株式会社   | 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号         | 宮嶋 誠一 |



**兵庫県告示第321号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年8月20日

神戸県民センター長 藤原 俊平

- 1 重要調整池の所在地  
神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林589番3
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称      | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|----------|-----------------------|--------|
| 株式会社マルハン | 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地 | 韓 裕    |



**兵庫県告示第322号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和元年8月20日

但馬県民局長 古川 直行

- 1 指定する土地等の所在地  
豊岡市幸町7番11号
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
  - (2) 用途  
豊岡総合庁舎駐車場
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称 | 住 所                | 代表者の氏名 |
|-----|--------------------|--------|
| 兵庫県 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 井戸 敏三  |

- 4 指定する理由  
但馬地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第323号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和元年8月20日

但馬県民局長 古川 直行

- 1 指定する土地等の所在地  
豊岡市加広町6番68号
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途



- (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
- (2) 用途  
県立豊岡総合高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称 | 住 所                | 代表者の氏名 |
|-----|--------------------|--------|
| 兵庫県 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 井戸敏三   |

- 4 指定する理由  
但馬地域内円山川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|
| 土万 I-2<br>(128010319) | 宍粟市山崎町土万（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 大沢 I-2<br>(128010320) | 宍粟市山崎町大沢（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和元年8月28日（水）から同年9月11日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400
  - (3) 提出期限  
令和元年9月11日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
目神山(3)Ⅱ(105000037)の項中別図37を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
令和元年8月28日(水)から同年9月11日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所、西宮市役所アクタ西宮ステーション及び夙川市民サービスセンター
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市榎塚町2-28
  - (3) 提出期限  
令和元年9月11日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月11日(月)までに、3に記載する場所における閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第112号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
下町BⅡ(128010243)の項中別図44、宇野(3)Ⅰ(128010250)の項中別図51、大谷fⅢ(128010269)の項中別図70、大谷CⅡ(128010270)の項中別図71、宮ノ北BⅡ(128010296)の項中別図97、上ノ下CⅡ(128010302)の項中別図103、上ノ下AⅡ(128010303)の項中別図104、上ノ下GⅡ(128010304)の項中別図105、上ノ上bⅢ(128010312)の項中別図113、上ノ上BⅡ(128010313)の項中別図114、上牧谷川Ⅰ(128010178)の項中別図166を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
令和元年8月28日(水)から同年9月11日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400
  - (3) 提出期限  
令和元年9月11日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第399号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

大沢BⅡ（128010196）の項中別図1、大沢Ⅰ（128010195）の項中別図2、小河内Ⅰ（128010188）の項中別図9、小河内(2)Ⅰ（128010186）の項中別図11、塩山cⅢ（128010179）の項中別図18、土万(2)Ⅰ（128010173）の項中別図24、土万Ⅰ（128010166）の項中別図31、葛根HⅡ（128010153）の項中別図44、葛根BⅡ（128010149）の項中別図48、葛根DⅡ（128010143）の項中別図54、平萱谷Ⅰ（228010129）の項中別図136、立ゴモ川Ⅰ（228010127）の項中別図138、八重谷川Ⅰ（228010116）の項中別図149、西谷川Ⅰ（228010112）の項中別図153を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年8月28日（水）から同年9月11日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和元年9月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----|-----------|---------------------|-------------------------------|
|     |           |                     |                               |

|                            |                       |         |          |
|----------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 豊楽園 I<br>(105000002)       | 西宮市豊楽町 (別図1のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり  |
| 西平 I<br>(105000003)        | 西宮市西平町 (別図2のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり  |
| 剣谷 I<br>(105000014)        | 西宮市剣谷町 (別図3のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり  |
| 苦楽園(7) I<br>(105000016)    | 西宮市苦楽園四番町 (別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり  |
| 苦楽園(1) I<br>(105000017)    | 西宮市苦楽園三番町 (別図5のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 苦楽園(2)(2) I<br>(105000019) | 西宮市苦楽園四番町 (別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 苦楽園(3) I<br>(105000022)    | 西宮市苦楽園三番町 (別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 樋之池 I<br>(105000025)       | 西宮市樋之池町 (別図8のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 甲山(3) II<br>(105000033)    | 西宮市甲山町 (別図9のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 目神山(1) II<br>(105000034)   | 西宮市甲陽園目神山町 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 目神山(3) I<br>(105000035)    | 西宮市甲陽園目神山町 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 目神山(2) II<br>(105000036)   | 西宮市甲陽園目神山町 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 目神山(3) II<br>(105000037)   | 西宮市甲陽園目神山町 (別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 目神山(4) I<br>(105000038)    | 西宮市甲陽園目神山町 (別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 目神山(5) I<br>(105000039)    | 西宮市甲陽園目神山町 (別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 西山(1) I<br>(105000043)     | 西宮市甲陽園西山町 (別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 西山(1) II<br>(105000044)    | 西宮市甲陽園西山町 (別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 西山(2) I<br>(105000045)     | 西宮市甲陽園西山町 (別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 目神山(6) I<br>(105000046)    | 西宮市甲陽園目神山町 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |

|                            |                      |         |          |
|----------------------------|----------------------|---------|----------|
| 目神山(7) I<br>(105000047)    | 西宮市甲陽園目神山町(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 目神山(2) I<br>(105000048)    | 西宮市甲陽園目神山町(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 西山(3) I<br>(105000049)     | 西宮市甲陽園西山町(別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 目神山(9) I<br>(105000050)    | 西宮市甲陽園目神山町(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 山王 I<br>(105000051)        | 西宮市甲陽園山王町(別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 目神山(5) II<br>(105000052)   | 西宮市甲陽園目神山町(別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 山王(2) I<br>(105000053)     | 西宮市甲陽園山王町(別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 西山(3) II<br>(105000055)    | 西宮市甲陽園西山町(別図27のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 目神山(1)(1) I<br>(105000056) | 西宮市甲陽園目神山町(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 東山(1) I<br>(105000057)     | 西宮市甲陽園東山町(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 東山(2) I<br>(105000058)     | 西宮市甲陽園東山町(別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 日ノ出 I<br>(105000061)       | 西宮市甲陽園日ノ出町(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 新甲陽 II<br>(105000063)      | 西宮市新甲陽町(別図32のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 五月ヶ丘(2) I<br>(105000064)   | 西宮市五月ヶ丘(別図33のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 五月ヶ丘(1) I<br>(105000065)   | 西宮市五月ヶ丘(別図34のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 奥畑 II<br>(105000067)       | 西宮市奥畑(別図35のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 百合野 II<br>(105000073)      | 西宮市仁川百合野町(別図36のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 百合野(1) I<br>(105000074)    | 西宮市仁川百合野町(別図37のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 上ヶ原(3) I<br>(105000075)    | 西宮市上ヶ原十番町(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |

|                            |                          |         |          |
|----------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 上ヶ原(4) I<br>(105000077)    | 西宮市上ヶ原十番町(別図39<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 上ヶ原(1)(1) I<br>(105000078) | 西宮市上ヶ原七番町(別図40<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 高座 I<br>(105000082)        | 西宮市高座町(別図41のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 愛宕山(1) I<br>(105000084)    | 西宮市愛宕山(別図42のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 岡田山 I<br>(105000085)       | 西宮市岡田山(別図43のと<br>おり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 上甲東園 I<br>(105000086)      | 西宮市上甲東園四丁目(別図<br>44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 甲東園 I<br>(105000087)       | 西宮市甲東園三丁目(別図45<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 目神山谷 I<br>(205000010)      | 西宮市甲陽園目神山町(別図<br>46のとおり) | 土石流     | 別図46のとおり |

(別図1から別図46までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年8月28日(水)から同年9月11日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所、西宮市役所アクタ西宮ステーション及び夙川市民サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市樫塚町2-28

(3) 提出期限

令和元年9月11日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、令和元年11月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載にし、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                 | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 老松 I<br>(105000001) | 西宮市老松町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年8月28日（水）から同年9月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所、西宮市役所アクタ西宮ステーション、夙川市民サービスセンター及び芦屋市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市樫塚町2-28

(3) 提出期限

令和元年9月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、令和元年11月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載にし、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 葛根D II<br>(128010143) | 宍粟市山崎町葛根（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 葛根J II<br>(128010144) | 宍粟市山崎町葛根（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 土万C II<br>(128010145) | 宍粟市山崎町土万（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 葛根C II<br>(128010146) | 宍粟市山崎町葛根（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |

|                       |                    |         |          |
|-----------------------|--------------------|---------|----------|
| 葛根GⅡ<br>(128010147)   | 宍粟市山崎町葛根（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 葛根AⅡ<br>(128010148)   | 宍粟市山崎町葛根（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 葛根BⅡ<br>(128010149)   | 宍粟市山崎町葛根（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 葛根FⅡ<br>(128010151)   | 宍粟市山崎町葛根（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 土万JⅡ<br>(128010152)   | 宍粟市山崎町葛根（別図9のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 葛根HⅡ<br>(128010153)   | 宍粟市山崎町葛根（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 葛根LⅡ<br>(128010154)   | 宍粟市山崎町葛根（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 葛根KⅡ<br>(128010155)   | 宍粟市山崎町葛根（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 葛根I<br>(128010156)    | 宍粟市山崎町葛根（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 土万IⅡ<br>(128010157)   | 宍粟市山崎町土万（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 土万EⅡ<br>(128010158)   | 宍粟市山崎町土万（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 土万HⅡ<br>(128010159)   | 宍粟市山崎町土万（別図16のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 土万GⅡ<br>(128010160)   | 宍粟市山崎町土万（別図17のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 土万(5)Ⅰ<br>(128010161) | 宍粟市山崎町土万（別図18のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 土万BⅡ<br>(128010162)   | 宍粟市山崎町土万（別図19のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 土万IⅢ<br>(128010163)   | 宍粟市山崎町土万（別図20のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 葛根EⅡ<br>(128010164)   | 宍粟市山崎町葛根（別図21のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 土万hⅢ<br>(128010165)   | 宍粟市山崎町土万（別図22のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 土万I<br>(128010166)    | 宍粟市山崎町土万（別図23のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |



|                          |                         |         |          |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 土万 g III<br>(128010169)  | 宍粟市山崎町土万 (別図24の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 土万 a III<br>(128010170)  | 宍粟市山崎町土万 (別図25の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 土万 A II<br>(128010171)   | 宍粟市山崎町土万 (別図26の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 土万 D II<br>(128010172)   | 宍粟市山崎町土万 (別図27の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 土万 (2) I<br>(128010173)  | 宍粟市山崎町土万 (別図28の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 土万 j III<br>(128010174)  | 宍粟市山崎町土万 (別図29の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 土万 (3) I<br>(128010175)  | 宍粟市山崎町土万 (別図30の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 土万 k III<br>(128010176)  | 宍粟市山崎町土万 (別図31の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 塩山 C II<br>(128010177)   | 宍粟市山崎町塩山 (別図32の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 塩山 D II<br>(128010178)   | 宍粟市山崎町塩山 (別図33の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 塩山 c III<br>(128010179)  | 宍粟市山崎町塩山 (別図34の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 塩山 B II<br>(128010180)   | 宍粟市山崎町塩山 (別図35の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 塩山 a III<br>(128010182)  | 宍粟市山崎町塩山 (別図36の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 塩山 I<br>(128010183)      | 宍粟市山崎町塩山 (別図37の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 万合 A II<br>(128010184)   | 宍粟市山崎町大沢 (別図38の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 小河内 B II<br>(128010185)  | 宍粟市山崎町大沢 (別図39の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 小河内 (2) I<br>(128010186) | 宍粟市山崎町大沢 (別図40の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 小河内 A II<br>(128010187)  | 宍粟市山崎町大沢 (別図41の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 小河内 I<br>(128010188)     | 宍粟市山崎町大沢 (別図42の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |

|                       |                    |         |          |
|-----------------------|--------------------|---------|----------|
| 大沢DⅡ<br>(128010189)   | 宍粟市山崎町大沢(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 大沢AⅡ<br>(128010190)   | 宍粟市山崎町大沢(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 大沢CⅡ<br>(128010191)   | 宍粟市山崎町大沢(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 大沢(3)Ⅰ<br>(128010192) | 宍粟市山崎町大沢(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 大沢(2)Ⅰ<br>(128010193) | 宍粟市山崎町大沢(別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 大沢bⅢ<br>(128010194)   | 宍粟市山崎町大沢(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 大沢Ⅰ<br>(128010195)    | 宍粟市山崎町大沢(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 大沢BⅡ<br>(128010196)   | 宍粟市山崎町大沢(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 生谷AⅡ<br>(128010233)   | 宍粟市山崎町生谷(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 横須(2)Ⅰ<br>(128010234) | 宍粟市山崎町生谷(別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 横須aⅢ<br>(128010235)   | 宍粟市山崎町下町(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 下町AⅡ<br>(128010236)   | 宍粟市山崎町下町(別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 下町EⅡ<br>(128010237)   | 宍粟市山崎町下町(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 下町(2)Ⅰ<br>(128010238) | 宍粟市山崎町下町(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 下町aⅢ<br>(128010239)   | 宍粟市山崎町下町(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 下町DⅡ<br>(128010240)   | 宍粟市山崎町下町(別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 下町(1)Ⅰ<br>(128010241) | 宍粟市山崎町下町(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 下町CⅡ<br>(128010242)   | 宍粟市山崎町下町(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 下町BⅡ<br>(128010243)   | 宍粟市山崎町下町(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |

|                         |                          |         |          |
|-------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 下牧谷 b Ⅲ<br>(128010244)  | 宍粟市山崎町宇野 (別図62の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 下牧谷 a Ⅲ<br>(128010245)  | 宍粟市山崎町宇野 (別図63の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 宇野 A Ⅱ<br>(128010246)   | 宍粟市山崎町宇野 (別図64の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 宇野 c Ⅲ<br>(128010247)   | 宍粟市山崎町宇野 (別図65の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 宇野 C Ⅱ<br>(128010248)   | 宍粟市山崎町宇野 (別図66の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 宇野 B Ⅱ<br>(128010249)   | 宍粟市山崎町宇野 (別図67の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 宇野 (3) I<br>(128010250) | 宍粟市山崎町宇野 (別図68の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 宇野 b Ⅲ<br>(128010251)   | 宍粟市山崎町宇野 (別図69の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 宇野 (2) I<br>(128010252) | 宍粟市山崎町宇野 (別図70の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 片山 I<br>(128010254)     | 宍粟市山崎町片山 (別図71の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 片山 a Ⅲ<br>(128010255)   | 宍粟市山崎町片山 (別図72の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 片山 A Ⅱ<br>(128010256)   | 宍粟市山崎町片山 (別図73の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 上牧谷 D Ⅱ<br>(128010257)  | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図74<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 上牧谷 b Ⅲ<br>(128010258)  | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図75<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 上牧谷 B Ⅱ<br>(128010259)  | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図76<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 上牧谷 I<br>(128010260)    | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図77<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 上牧谷 d Ⅲ<br>(128010261)  | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図78<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 上牧谷 c Ⅲ<br>(128010262)  | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図79<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 中野 f Ⅱ<br>(128010263)   | 宍粟市山崎町上牧谷 (別図80<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |

|                         |                         |         |          |
|-------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 上牧谷(1) I<br>(128010264) | 宍粟市山崎町上牧谷(別図81<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 上牧谷C II<br>(128010265)  | 宍粟市山崎町上牧谷(別図82<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 上牧谷a III<br>(128010266) | 宍粟市山崎町上牧谷(別図83<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| 上牧谷A II<br>(128010267)  | 宍粟市山崎町上牧谷(別図84<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 東下野b III<br>(128010268) | 宍粟市山崎町上牧谷(別図85<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 大谷f III<br>(128010269)  | 宍粟市山崎町大谷(別図86の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 大谷C II<br>(128010270)   | 宍粟市山崎町大谷(別図87の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 大谷A II<br>(128010271)   | 宍粟市山崎町大谷(別図88の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 大谷d III<br>(128010272)  | 宍粟市山崎町大谷(別図89の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |
| 大谷B II<br>(128010273)   | 宍粟市山崎町大谷(別図90の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり |
| 大谷b III<br>(128010274)  | 宍粟市山崎町大谷(別図91の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり |
| 上牧谷(2) I<br>(128010275) | 宍粟市山崎町東下野(別図92<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり |
| 東下野(2) I<br>(128010276) | 宍粟市山崎町東下野(別図93<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり |
| 東下野I<br>(128010277)     | 宍粟市山崎町東下野(別図94<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり |
| 東下野d III<br>(128010278) | 宍粟市山崎町東下野(別図95<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり |
| 東下野c III<br>(128010279) | 宍粟市山崎町東下野(別図96<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり |
| 中野c III<br>(128010280)  | 宍粟市山崎町中野(別図97の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり |
| 中野a III<br>(128010281)  | 宍粟市山崎町中野(別図98の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり |
| 中野A II<br>(128010282)   | 宍粟市山崎町中野(別図99の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり |

|                        |                         |         |           |
|------------------------|-------------------------|---------|-----------|
| 中野BⅡ<br>(128010283)    | 宍粟市山崎町中野（別図100<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 中野dⅢ<br>(128010284)    | 宍粟市山崎町中野（別図101<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 宮ノ元BⅡ<br>(128010285)   | 宍粟市山崎町中野（別図102<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 宮ノ元(2)Ⅰ<br>(128010286) | 宍粟市山崎町中野（別図103<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図103のとおり |
| 宮ノ元Ⅰ<br>(128010287)    | 宍粟市山崎町中野（別図104<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図104のとおり |
| 中野Ⅰ<br>(128010288)     | 宍粟市山崎町中野（別図105<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図105のとおり |
| 久住aⅢ<br>(128010289)    | 宍粟市山崎町中野（別図106<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図106のとおり |
| 久住AⅡ<br>(128010290)    | 宍粟市山崎町中野（別図107<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図107のとおり |
| 中野bⅢ<br>(128010291)    | 宍粟市山崎町中野（別図108<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図108のとおり |
| 久住Ⅰ<br>(128010292)     | 宍粟市山崎町中野（別図109<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図109のとおり |
| 宮ノ元bⅢ<br>(128010293)   | 宍粟市山崎町中野（別図110<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図110のとおり |
| 宮ノ元AⅡ<br>(128010294)   | 宍粟市山崎町中野（別図111<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図111のとおり |
| 宮ノ北AⅡ<br>(128010295)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図112<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図112のとおり |
| 宮ノ北BⅡ<br>(128010296)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図113<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図113のとおり |
| 上ノ下DⅡ<br>(128010297)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図114<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図114のとおり |
| 宮ノ北aⅢ<br>(128010299)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図115<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図115のとおり |
| 上ノ下HⅡ<br>(128010300)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図116<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図116のとおり |
| 上ノ下BⅡ<br>(128010301)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図117<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図117のとおり |
| 上ノ下CⅡ<br>(128010302)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図118<br>のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図118のとおり |

|                       |                          |         |           |
|-----------------------|--------------------------|---------|-----------|
| 上ノ下AⅡ<br>(128010303)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図119<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図119のとおり |
| 上ノ下GⅡ<br>(128010304)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図120<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図120のとおり |
| 上ノ下bⅢ<br>(128010305)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図121<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図121のとおり |
| 山崎(3)Ⅰ<br>(128010306) | 宍粟市山崎町上ノ（別図122<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図122のとおり |
| 上ノ上dⅢ<br>(128010308)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図123<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図123のとおり |
| 上ノ上FⅡ<br>(128010309)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図124<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図124のとおり |
| 上ノ上CⅡ<br>(128010310)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図125<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図125のとおり |
| 上ノ上AⅡ<br>(128010311)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図126<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図126のとおり |
| 上ノ上bⅢ<br>(128010312)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図127<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図127のとおり |
| 上ノ上BⅡ<br>(128010313)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図128<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図128のとおり |
| 山崎(4)Ⅰ<br>(128010314) | 宍粟市山崎町上ノ（別図129<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図129のとおり |
| 野ノ隅原dⅢ<br>(128010315) | 宍粟市山崎町上ノ（別図130<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図130のとおり |
| 野ノ隅原bⅢ<br>(128010316) | 宍粟市山崎町上ノ（別図131<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図131のとおり |
| 野ノ隅原aⅢ<br>(128010317) | 宍粟市山崎町上ノ（別図132<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図132のとおり |
| 小茅野AⅡ<br>(128010318)  | 宍粟市山崎町小茅野（別図<br>133のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図133のとおり |
| 南山Ⅱ<br>(228010110)    | 宍粟市山崎町葛根（別図134<br>のとおり）  | 土石流     | 別図134のとおり |
| フサン谷川Ⅱ<br>(228010111) | 宍粟市山崎町葛根（別図135<br>のとおり）  | 土石流     | 別図135のとおり |
| 西谷川Ⅰ<br>(228010112)   | 宍粟市山崎町葛根（別図136<br>のとおり）  | 土石流     | 別図136のとおり |
| 市場Ⅱ<br>(228010114)    | 宍粟市山崎町土万（別図137<br>のとおり）  | 土石流     | 別図137のとおり |

|                       |                          |     |           |
|-----------------------|--------------------------|-----|-----------|
| 八重谷川Ⅰ<br>(228010116)  | 宍粟市山崎町土万（別図138<br>のとおり）  | 土石流 | 別図138のとおり |
| 今出川Ⅰ<br>(228010121)   | 宍粟市山崎町土万（別図139<br>のとおり）  | 土石流 | 別図139のとおり |
| 加トⅡ<br>(228010122)    | 宍粟市山崎町土万（別図140<br>のとおり）  | 土石流 | 別図140のとおり |
| 神子谷川Ⅱ<br>(228010123)  | 宍粟市山崎町塩山（別図141<br>のとおり）  | 土石流 | 別図141のとおり |
| 立ゴモⅡ<br>(228010126)   | 宍粟市山崎町大沢（別図142<br>のとおり）  | 土石流 | 別図142のとおり |
| 立ゴモ川Ⅰ<br>(228010127)  | 宍粟市山崎町大沢（別図143<br>のとおり）  | 土石流 | 別図143のとおり |
| 小河内川Ⅰ<br>(228010128)  | 宍粟市山崎町大沢（別図144<br>のとおり）  | 土石流 | 別図144のとおり |
| 平萱谷Ⅰ<br>(228010129)   | 宍粟市山崎町大沢（別図145<br>のとおり）  | 土石流 | 別図145のとおり |
| 与泰寺川Ⅰ<br>(228010158)  | 宍粟市山崎町下町（別図146<br>のとおり）  | 土石流 | 別図146のとおり |
| コニケ谷Ⅱ<br>(228010164)  | 宍粟市山崎町下町（別図147<br>のとおり）  | 土石流 | 別図147のとおり |
| 山才Ⅱ<br>(228010170)    | 宍粟市山崎町宇野（別図148<br>のとおり）  | 土石流 | 別図148のとおり |
| 下牧谷川Ⅰ<br>(228010171)  | 宍粟市山崎町下牧谷（別図<br>149のとおり） | 土石流 | 別図149のとおり |
| せんざい川Ⅰ<br>(228010172) | 宍粟市山崎町下牧谷（別図<br>150のとおり） | 土石流 | 別図150のとおり |
| 上牧谷川Ⅰ<br>(228010178)  | 宍粟市山崎町上牧谷（別図<br>151のとおり） | 土石流 | 別図151のとおり |
| 藤ケタワ川Ⅰ<br>(228010182) | 宍粟市山崎町上牧谷（別図<br>152のとおり） | 土石流 | 別図152のとおり |
| 久保川Ⅱ<br>(228010187)   | 宍粟市山崎町東下野（別図<br>153のとおり） | 土石流 | 別図153のとおり |
| 紙屋Ⅰ<br>(228010193)    | 宍粟市山崎町中野（別図154<br>のとおり）  | 土石流 | 別図154のとおり |
| イブロ谷川Ⅱ<br>(228010194) | 宍粟市山崎町中野（別図155<br>のとおり）  | 土石流 | 別図155のとおり |
| 木地屋川Ⅰ<br>(228010196)  | 宍粟市山崎町上ノ（別図156<br>のとおり）  | 土石流 | 別図156のとおり |

|                        |                          |     |           |
|------------------------|--------------------------|-----|-----------|
| 平野Ⅱ<br>(228010198)     | 宍粟市山崎町上ノ（別図157<br>のとおり）  | 土石流 | 別図157のとおり |
| 小部Ⅰ<br>(228010199)     | 宍粟市山崎町上ノ（別図158<br>のとおり）  | 土石流 | 別図158のとおり |
| 明延川(1)Ⅰ<br>(228010203) | 宍粟市山崎町上ノ（別図159<br>のとおり）  | 土石流 | 別図159のとおり |
| 明延川(2)Ⅰ<br>(228010204) | 宍粟市山崎町上ノ（別図160<br>のとおり）  | 土石流 | 別図160のとおり |
| 河原山川Ⅱ<br>(228010205)   | 宍粟市山崎町上ノ（別図161<br>のとおり）  | 土石流 | 別図161のとおり |
| 出合川(3)Ⅰ<br>(228010208) | 宍粟市山崎町小茅野（別図<br>162のとおり） | 土石流 | 別図162のとおり |
| 出合川(5)Ⅰ<br>(228010210) | 宍粟市山崎町小茅野（別図<br>163のとおり） | 土石流 | 別図163のとおり |

（別図1から別図163までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年8月28日（水）から同年9月11日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和元年9月11日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和元年11月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町小松原二丁目209番1、212番8、214番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の3  
タカミ建設株式会社 代表取締役 小苗治隆

3 許可年月日及び許可番号

令和元年5月31日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-29-2号（30高砂）



## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市南山六丁目9番1、9番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5  
株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤 貴 俊
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成31年2月5日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-11-2号（29加東）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市新宮町新宮字横枕516番1、518番1  
同 市新宮町新宮字池ノ端519番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都新宿区四谷二丁目11番地  
大西トラスト株式会社 代表取締役 大西 智 博
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年7月22日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-24-2号（30たつの）

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第107号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月20日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川 輝 久

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（準牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
令和元年10月5日（土）から同月11日（金）まで
- 3 技能検定員審査の場所  
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和元年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和元年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和元年8月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和元年11月5日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628 内線 433、434

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第108号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月20日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和元年10月5日（土）から同月11日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和元年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和元年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和元年8月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和元年11月5日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

- 7 教習指導員審査についての問合せ先
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
電話 (078) 912-1628 内線433、434

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年8月20日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
OAシステム等一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月6日
- 4 落札者の名称及び住所
富士通リース株式会社神戸支店 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 落札金額
2,980,044円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年7月2日